

乾燥設備 申込書で記入時の注意事項

作業主任者技能講習 受講申込書

(お願い)記載事項はかい書で正確に記入してください。

講習日 月 日、日 【第 回】

業務期間の計算間違いが非常に多いです。アプリや日数計算が手軽にできるサイトのご利用をおすすめします。

ご参考までに日数計算のサイトのご紹介

<https://keisan.casio.jp/exec/system/1177658154>
(CASIO計算サイト)

上記URLまたは「日数計算」で検索

フリガナ			昭和・平	年	月	日	【第 回】
①氏名			②生年月日				
旧姓又は通称の併記希望の有無 (いずれかを○で囲む)		無 / 有	③修了者				
乾燥設備の取扱いの作業 業務経験 5 年以上ある方 学歴欄に○は不要です。 卒業証明書や卒業証書も 必要ございません。		乾燥設備の取扱いの作業 業務経験 5 年未満の方 該当の学歴(番号)を○で 囲んでください。 卒業証明書(原本)または 卒業証書(コピー・事業者原本証明要) が別途必要です。		の用紙に印刷した ものは不可 (写真貼付) 年 月撮影 (写真は、申込前6ヶ月 以内の撮影によるもの) ※撮影年月を忘れず にご記入ください。			
⑥勤務先	事業場名	連絡者氏名		電話番号	FAX		
※個人でお申込みの 場合は不要です。		お申込みご担当者		5年以上、5年未満どちらの方も 必ず該当する作業(番号)を ○で囲んでください。			
⑦受講資格	(1)学歴	(2)業務経験		※期間計算、初日は含みます。			
	1. 大学 2. 高等専門学校 3. 高等学校 の理科系等の学科を修 めて卒業(卒業証明書 類を添付)	1. 乾燥設備の設計の作業 2. 乾燥設備の製作の作業 3. 乾燥設備の検査の作業 4. 乾燥設備の取扱いの作業 該当作業を○で囲んでください。		昭和 平成30年4月10日～平成7年6月10日まで 令和 ※継続中の場合、下記証明日と同じ日を記入。 ※期間の合計(従事していない 期間は差し引いてください。) 左記(○で囲んだ)の作業に従事しました。			
⑧証明	上記⑦は、事実と相違ないこと 令和7年6月10日		業務継続中の場合、証明日と期間の末日は同日になります。				
⑨備考	事業場名		注意: 受講者ご本人が自身の業務経験証明者にはなれません。		担当者職名		
	事業者職名・氏名		事業場の代表者 工場長・社長・所長など		担当者氏名 ⑦欄についてお答え頂ける方		

受講料(全科目 15,400円)

テキスト代(円)合計

上記のとおり、申込みます。

令和7年6月11日

一般社団法人山口県労働基準協会 殿

⑦欄⑧欄において誤記入の訂正に修正テープや修正液等はお使いにならないでください。

訂正の際は必ず取消し線(打消し線)を引き事業者の方の原則職印(工場長などの役職を表す印)を押印してください。

□テキスト当日渡し
・テキスト配布日
(/)

本
部

【個人情報の保護について】ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、お申込みいただいた技能講習の的確な実施のためにのみ使用させていただきます。

お申込日が⑧欄の証明日より前にならないようご注意ください。

上部3~4mm程度
空けてください

※第 回

左右4~5mm程度
空けてください

乾燥設備作業主任者技能講習 受講票

フリガナ			(併記を希望する場合、その氏名又は通称)
①氏名	こちらの受講票にも忘れずにご記入ください。		
②生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
③現住所	【証明用写真についてのお願い】 受講申込書および受講票に貼っていただく証明用写真の撮り直しをお願いすることが多いため、自動車運転免許証の写真のような顔の配置で鮮明な写真の貼付をお願いいたします。 特に複合機などのレーザープリンターはインクではなくトナーを使用するため写真印刷に不向きなため撮り直しをお願いすることが多いです。(トナーはインクジェットプリンターのインクに比べ粒子が粗いため(ドットが目立つ)不鮮明になりやすいえ発色が不十分なため) その他撮り直しの理由としては顔全体が暗い、顔半分が影、目線が正面でない、毛髪で目が隠れている、眼鏡への反射光や濃い色の眼鏡で目の確認が不十分、背景が無地でない(柱や窓枠、掲示物、カーテンのひだの映り込みなど)、頭頂部が切れている、ピンぼけ、歯が見える笑い顔などが挙げられますのでご注意ください。よろしくお願いいたします。		
④事業場名	※受講区分		
出席確認	全面的りづけ たて 30mm よこ 24mm 写真専用紙以外の用紙に印刷したものは不可 (写真貼付)		
第1日	第2日		

事業者 殿

山口労働局長登録第22号
一般社団法人山口県労働基準協会

乾燥設備作業主任者技能講習開催のご案内

労働安全衛生法では、下記の設備による物の加熱乾燥の作業には、乾燥作業に従事する労働者の指揮、安全点検、異常時の措置等、災害防止のための監督指導を行わせるため、登録教習機関が行う技能講習を修了した者を乾燥設備作業主任者として選任しなければその作業はできないことになっています。

そこで、資格取得のための技能講習を下記のとおり開催いたしますので、同作業関係者を受講させられますようご案内申し上げます。

※作業主任者の選任が必要な乾燥設備（労働安全衛生法施行令第6条第8号）

- イ. 乾燥設備（熱源を用いて火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。）のうち、危険物等（労働安全衛生法施行令別表第1に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。）に係る設備で、内容積が1 m³以上のもの
- ロ. 上記イの乾燥設備以外の乾燥設備で、熱源として燃料又は電力を使用するもので、その最大消費量又は定格消費電力が次の区分のもの
- (1) 固体燃料を使用するもので、最大消費量が毎時10 kg以上
 - (2) 液体燃料を使用するもので、最大消費量が毎時10 l以上
 - (3) 気体燃料を使用するもので、最大消費量が毎時1 m³以上
 - (4) 電力を使用するもので、定格消費電力が10 kw以上

記

1. 実施日及び会場 別紙案内のとおり
2. 講習科目及び時間

区 分	講 習 科 目	時間数
学 科	① 乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識	4時間
	② 乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識	4時間
	③ 乾燥作業の管理に関する知識	5時間
	④ 関 係 法 令	2時間
	⑤ 修 了 試 験	1時間

3. 受講資格

次の(1)～(3)の方でないと受講できません。（労働安全衛生規則第79条・同規則別表第6）

- (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系等の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による高等学校において理科系等の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
- (3) 乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者

(注) 上記(1)又は(2)に該当する方は、卒業したことを証明する書面（卒業証明書の原本又は卒業証書の写しに「原本と相違ない」の事業者の証明があるものが必要）を申込書に添付してください。

クリップ等で申込書に留めてください。

事業者の原本証明の例
卒業証書のコピー（オモテ）
の白地部分に印刷またはご
記入ください。
卒業証書はA4サイズに縮小
コピーされても構いません。

原本と相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

事業場所在地

事業場名

事業場代表者 職・氏名

工場長（支店長）

氏 名

職印

5. 申込書記載上の注意(よく読んでください。)

(1) 本人確認証明書

下記①～⑩のいずれか一つを貼付してください。

- ① 当協会発行の「技能講習統合修了証」(プラスチックカード製)のコピー
- ② 自動車運転免許証のコピー(裏書のある方は表裏)
- ③ 住民票の写し(コピー不可) ※**個人番号(マイナンバー)の記載のないもの。**
- ④ マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー ※**表面のみ、個人番号の記載のないもの。**
- ⑤ 在留カード又は特別永住者証明書のコピー
- ⑥ 労働安全衛生法による免許証(パウチ加工又はプラスチックカード製統合免許証:新様式)の写し(表裏)
- ⑦ 日本国旅券(パスポート)のコピー ※**有効期間内のもの**

【旧姓又は通称の併記を希望の方】旧姓又は通称を確認できる下記の書類いずれか一つを貼付してください。

- ⑧ 戸籍抄本又は戸籍謄本(旧姓又は通称名が記載されているもの)
- ⑨ 住民票の写し(コピー不可) ※旧姓又は通称名が記載されているもの
- ⑩ 自動車運転免許証のコピー(旧姓又は通称名が記載されているもの)

(2) 写真(2枚)

- ① たて30mm、よこ24mm。申込前6ヶ月以内に撮影したもの。(できればカラー)
- ② 上三分身(胸から上)、正面向き、脱帽、無背景で鮮明なもの。
- ③ 写真専用用紙以外の用紙(コピー用紙等)に印刷したものは不可

※貼付された写真の状態によっては撮り直しをお願いすることがあります。

- (3) 受講申込書及び受講票は、※印欄以外全てかい書で正確に、また氏名は本人確認証明書記載の漢字で記入してください。
- (4) 受講申込書⑦の「**受講資格**」の学歴の欄は、案内書 3. **受講資格の(1)又は(2)に該当する方**のみ 1～3のいずれかを○で囲んでください。
取扱いの業務 5 年未満の方が該当します
- (5) 受講申込書⑦の「**受講資格**」の**業務経験の欄は、案内書 3. 受講資格の(1)～(3)に該当するすべての方が記入**してください。
- (6) **受講申込書⑧の「証明」の欄は、必ず事業者から証明**を受けてください。
- (7) 上記証明は、**事業場を代表する者(社長、支店長、工場長等)の職名及び氏名**を記入し、申込書⑦⑧を訂正する場合は、社長、支店長、工場長等の職を表す印(又は社印と個人印の両方)を押印してください。
- (8) **業務経験の設計、製作、検査、取扱いの作業の経験年数の期間が、2以上の事業場の勤務年数を合算しなければならないときは、それぞれについて事業者の証明**が必要ですので、あらかじめ申込書を必要枚数コピーしてください。
- (9) 申込書⑦受講資格の内容について、担当者へ問い合わせることがあります。

6. 受講申込の方法

申込書及び受講票に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、受講料及びテキスト代を添えて協会支部に申し込んでください。

※受講申込期間、受講申込先及び講習定員は別紙のとおりです。

7. 注意事項、その他

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず出席確認印を受けてください。
- (2) 欠席されたときや受講を中止した場合、原則として受講料の返金はできません。
- (3) 本講習は法定の最低必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、単位時間不足で修了試験が受けられません。
- (4) 修了試験がありますので、必ず筆記用具(HB又はBの鉛筆及びプラスチック消しゴム)を持参してください。
- (5) 全科目を受講し修了試験に合格された方は、後日、法定の修了証を交付します。
- (6) 台風、地震等で講習開催が不可能になった場合は、新たに講習日等を設定し実施することがあります。
- (7) 既に、当協会発行の統合修了証(プラスチックカード製)の交付を受けている方は、修了証(表面)右上の「修了者ID」番号を申込書③の欄に必ず記入してください。

なお、今お持ちの統合修了証は、本技能講習の修了証を交付するときに返還(交換)していただきます。